

子どもの見守り強化アクションプラン



- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっている。
- 今後も、地域によってはこうした状況が続くことが見込まれるため、これまでの取組（別紙）に加え、**様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制を確保**し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるため、「**子どもの見守り強化アクションプラン**」を実施する。

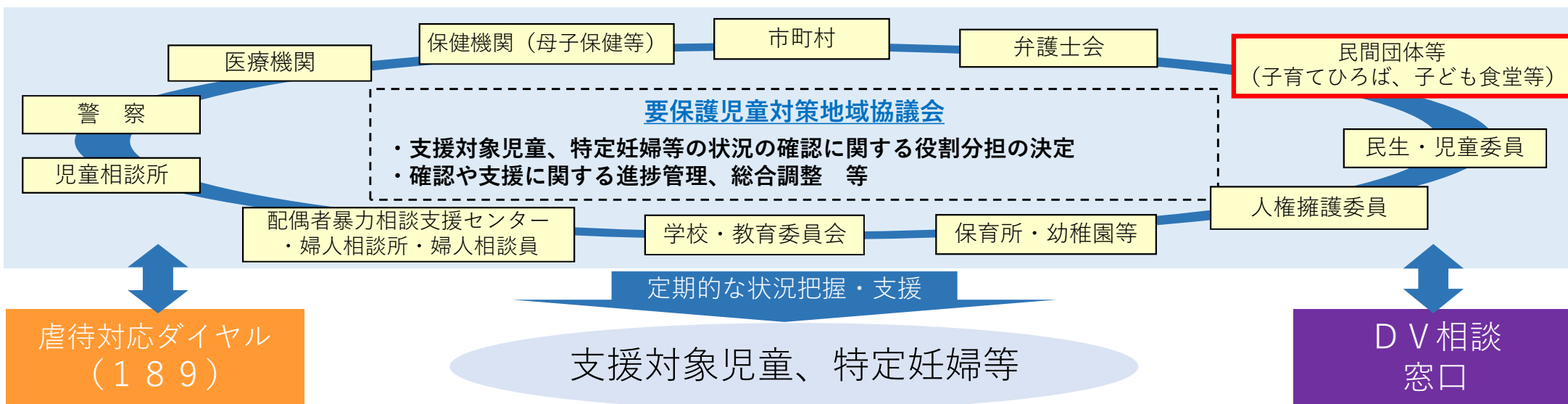
<実施主体> ・市町村に設置している要保護児童対策地域協議会（要対協）

<対象児童等> ・要対協に登録されている「**支援対象児童**」、「**特定妊婦**」

<実施方法> ・要対協が中核となって、対象児童等ごとに、見守り・支援を主として担う機関（※）を決め、電話・訪問等により**状況を定期的に確認（少なくとも週1回）**。
・地域での見守りについては、行政機関をはじめとした要対協のメンバーだけでなく、**民間団体等に幅広く協力を求め、地域のネットワークを総動員して**、体制を強化。
・状況把握の結果は要対協で集約し、必要に応じ**支援・措置（児相による一時保護等を含む）につなげる**。
※見守り・支援を主として担う機関

就学児童 ➡ 学校（休業中の場合も含む）
就学前児童 ➡ 保育所、幼稚園等（休業中の場合も含む）
特定妊婦 ➡ 市町村の担当部局
未就園児等 ➡ 要対協で主担当を決める

<国等の支援> ・**民間団体等に子どもの見守りへの協力を積極的に求めることとし、そのための活動経費等を支援。**



※要保護児童対策地域協議会には、児童相談所、教育委員会、警察はほぼ100%参加している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校休業や外出自粛等を踏まえた児童虐待防止対策の推進

別紙

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月関係閣僚会議決定）等を踏まえ、令和2年度予算で関係予算の拡充を図るとともに、自治体等と連携し、施策や体制の強化に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、学校休業や外出自粛等が行われている中、子どもの生活環境が変化し、児童虐待が増えることが懸念されるため、関係府省庁、自治体、関係機関・団体等の連携の下、以下の取組をさらに推進。

1. 様々なチャンネルを通じた子どもの実態把握と支援

□ 要対協等を通じた支援対象児童等の状況の把握

- 自治体において支援対象児童等の状況の変化の把握と支援（必要な場合は躊躇ない一時保護の実施）

□ 学校等との連携を通じた子どもの情報の共有

- 登校日における面会、ICTの活用、定期的な子どもの状況把握
- スクールカウンセラーの支援等による心のケア等

□ 市町村の母子保健事業と連携、子育て支援事業等の活用

- 市町村の母子保健事業において、環境変化によるリスクに留意
- 子育て短期支援事業、特定妊婦等への子育て支援訪問事業（育児用品等の配布）等の活用

3. 児童虐待防止施策とDV施策の連携強化等

□ 児童相談所等と配偶者暴力相談支援センター等の連携強化

- 新たなDV相談窓口と婦相、児相、市町村等の連携
- 婦人相談所に関係機関との連絡調整を行うコーディネーターの配置を促進

□ 児童相談所と警察との連携の推進

- 児相への警察OBの配置や要対協への警察の参画の促進、合同研修等

2. 児童虐待通報・相談窓口の周知

□ 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等の相談窓口の周知

- 昨年12月から189の通話料を無料化
- 厚労省HPに「生活環境等でストレスを抱えている方」のサイトを新設（相談窓口、子どもとの関わりのポイント等を掲載、ツイッター、フェイスブックでも周知）
- 「24時間子供SOSダイヤル」等の周知・連携協力
- 民間の各種相談窓口の周知と連携

□ SNSによる相談窓口の設置

- 自治体に令和2年度予算も活用し、SNSによる相談窓口（子ども本人の相談にも対応）の設置の検討を要請

4. 体罰等によらない子育ての推進

□ 体罰禁止を含む改正法の施行と周知啓発

- 令和2年4月の児童虐待防止法等改正法の施行も踏まえ、体罰等によらない子育て（子どもの権利を含む）について、様々な媒体を通じて、民間団体等と連携のもと、周知啓発

□ 民間団体が実施する相談支援等との連携

- 民間団体が実施している子育ての不安・悩みに関する電話やメールによる相談支援等との連携